

# 2019年度版 尾花沢市補助事業一覧



市民のみなさんや地域の団体、事業者の方などがご利用いただける補助事業の一覧です。事業の内容や補助金額、申請手続きなどの詳細につきましては、担当係へお尋ねください。

※ 市税等の納付状況により該当しない場合があります。

## 医療・健康づくり支援

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
1	特定健康診査を受けるとき	特定健康診査費用の一部助成	市で実施する、すこやか健診又は人間ドックの特定健康診査費用の一部を助成。	◆健診受診時点で国民健康保険に加入している方	健康増進課 国保医療係 【内線624】
2	特定健康診査を受けるとき	特定健康診査費用の全額助成	国民健康保険加入者で41歳、51歳、61歳の方を対象に、市で実施する、すこやか健診又は人間ドックの特定健康診査費用の全額を助成。	◆年度末年齢で41歳、51歳、61歳になる方で国民健康保険加入者	健康増進課 国保医療係 【内線624】
3	がん検診を受けるとき	各種がん検診事業の全額助成	市で実施する、次のがん検診費用を全額助成。 ① 21歳女性：子宮がん検診 ② 41歳女性：乳がん検診 ③ 61歳男女：胃・大腸・肺がん検診	◆年度末年齢で対象年齢になる方	健康増進課 健康指導係 【内線620】
4	抗がん剤治療を受けているとき	尾花沢市がん患者医療用ウィッグ購入助成事業	がんと診断され、抗がん剤による治療を受け、脱毛により就労や社会参加等に支障がでるためウィッグが必要な方に対し、医療用ウィッグ購入経費の1/2または2万円のいずれか低い額を助成。	◆がんと診断され、抗がん剤による治療を受けている方	健康増進課 健康指導係 【内線620】
5	骨髄提供を行うとき	骨髄移植ドナー助成事業	骨髄等の提供に係る通院、入院又は医師等との面接の日数に2万円を乗じた額を助成。(上限14万円)	◆骨髄提供を行うための休暇制度の導入されていない事業所に勤務していること等	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622】
6	不妊治療を受けているとき	尾花沢市特定不妊治療費助成事業	法律上の婚姻関係にある夫婦で、特定不妊治療が必要だと医師に診断された方に対し、治療費1回あたり10万円を限度に助成。前述に加え、特定不妊治療に含まれる男性不妊治療費を1回あたり10万円を限度に助成。	◆山形県の特定不妊治療費助成を受けていること	健康増進課 健康指導係 【内線620】
7	健康づくりをおこないたいとき	生涯元気づくりポイント事業	健康づくりイベント等に参加し、生涯元気づくりポイントを15ポイント貯めた方に商品券を贈呈。	◆20歳以上の方で、ポイントカードを満点にした方	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622】